破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３号
茨城県神栖市柳川3967番地
破産者　小川　幸江
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２０年（フ）第１６８号
茨城県鹿嶋市宮津台188－４　老人保護施設鹿野苑内、住民票上の住所茨城県鹿嶋市津賀1114番地
破産者　長岡　　通
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１２５号
静岡県下田市大沢1600番地の147、破産開始決定時の住所埼玉県所沢市上新井４丁目72番地の９
破産者　牛丸　宗士
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
埼玉県加須市麦倉3364番地２
破産者　舘野　　一
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４２６号
名古屋市天白区野並３丁目236番地　サンモール井田４Ａ号
破産者　岡田しのぶ（旧姓廣瀬）
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３４号
名古屋市西区比良２丁目116番地の１
破産者　千葉　正三
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８５号
愛知県瀬戸市原山台２丁目14番210号
破産者　髙木　聡子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６１号
名古屋市熱田区白鳥２丁目３番27号
破産者　牧野　雄二
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０４号
愛知県春日井市東野町１丁目８番地18、住民票上の住所名古屋市千種区東山元町６丁目12番地の１　ベルシャトー高峰南館
破産者　寸田　惠美
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７８６号
岩手県二戸郡一戸町中山字上家向34番地
破産者　遠山　和雄
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５６２号
岩手県宮古市神田沢町１番５号
破産者　塚田　嘉則
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５２号
長崎県長崎市女の都３丁目５番３―110号
破産者　本多宗一郎
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８４６号
盛岡市みたけ６丁目16番53号
破産者　林　　謙五
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２２号
青森県十和田市東三番町10番18―10号　メゾンエムエフＡ103号、住民票上の住所盛岡市みたけ６丁目16番53号
破産者　林　　晃也
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３１２号
埼玉県春日部市中央３丁目12番地51　Ｋコーポ中央202号
破産者　稲村　　勉
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
仙台市青葉区川平１丁目３番10号　川平アパート202、従前の住所仙台市青葉区中山６丁目20番10号　カーサベルデ中山Ｃ棟306
破産者　石河　　敏
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第６号
宮城県遠田郡涌谷町字本町47番地
破産者　遠藤淳七郎
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
山形市すげさわの丘10番地１、開始決定時住所山形市桜田東３丁目１番16号
破産者　鈴木　艶子
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５９号
山形県天童市大字乱川1297番地２、前住所山形県西村山郡河北町谷地字月山堂593番地の３
破産者　黒坂　　治
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部